



あなたの暮らしのそばにいる

沖縄税理士会

税理士はあなたの暮らしのパートナー

成年後見制度・ 相続税相談会

●日時: 令和6年

10/5
土



こんな悩み
ありませんか?

- 相続税が心配
- 相続税の対策も考えたい

平成27年1月に相続税の改正があり基礎控除が縮小されました。

大切な人を守るための税制度。

相続税や成年後見制度をご存知ですか?

気になっていたけど、よく分からなくて心細い。
そんな不安を税理士が支えます。

沖縄税理士会では、

税理士の専門的職能を活用した社会
貢献を果たすため、税理士の成年後
見制度への参画を推進しております。

相 談 無 料

お気軽に
ご来場ください。

〈相談内容〉

■日時: 令和6年10月5日(土)10時~16時

■場所: 沖縄県立博物館 講座室

① 成年後見制度

② 相続税・贈与税関係



税理士は
財産管理の専門家

少子高齢化とともに家族介護が減少傾向にあり、これからは老後を自ら管理する必要に迫られています。税理士は事業を営む方の税や経営及び個人の資産管理などのお手伝いをしており、豊富な経験を活かして、あなたの貴重な財産の保全と適切な管理を致します。

沖縄税理士会 成年後見支援センター

那覇市字小塚1831番地1〈沖縄産業支援センター7F〉

<http://www.okizei.or.jp>

沖縄税理士会

検索